

## 聴覚障害者向けコミュニケーション支援のリニューアルについて

厚生労働省においては、平成28年4月1日の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の施行に伴い、厚生労働省に来庁される聴覚障害のある方と職員とのコミュニケーションをサポートするタブレット端末を設置しておりましたが、この度、提供するサポートの見直しを行いました。

○取組概要：

### （1）卓上型対話支援スピーカー

（ユニバーサル・サウンドデザイン株式会社の「コミュン」を導入）

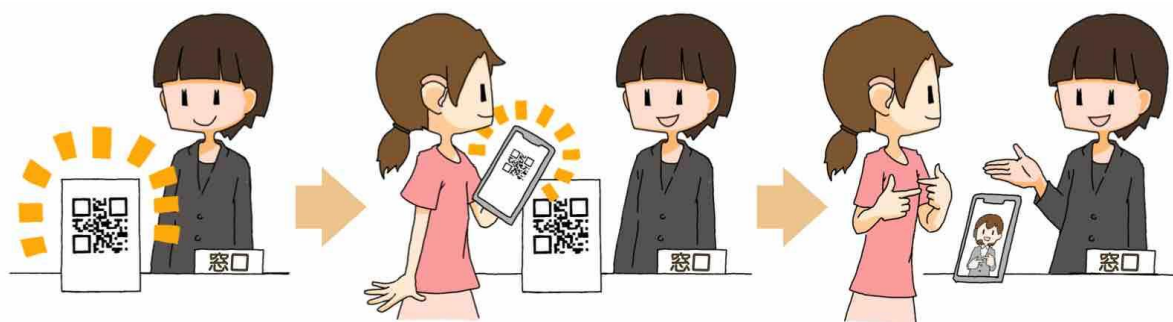
窓口担当者の声を高性能マイクで集音し、周波数の調整により、来庁者側の小型スピーカーから聞き取りやすいクリアな音声を発します。音声を単に大きくするのではなく、明瞭にすることでコミュニケーションを円滑化します。

### （2）二次元バーコードを利用した遠隔手話サービス

（株式会社プラスヴォイスに委託）

厚生労働省本庁内に設置した二次元バーコードを来庁者のもつスマートフォンやタブレット端末等のカメラで読み込むと、遠隔地にいる通訳センターの手話通訳者とビデオ通話がつながります。厚生労働省職員とのやりとりにおいて、遠隔手話通訳を利用することができます。

### 厚生労働省の窓口



### （3）筆談

（職員のPC端末に搭載されたアプリ（クイックメモ for Pen）を使用）

職員のPC端末の画面上で、筆談をすることができます。

### （4）音声認識

（職員PC端末に搭載された音声認識機能（ディクテーション）を使用）

音声認識機能により、音声をリアルタイムに文字で表示することができます。

上記サービスは、これまで来庁者受付、行政相談室、障害保健福祉部でしか利用できませんでしたが、今回のリニューアルにより、本庁舎内、どこでも利用できるようになりました（※）。

（※）遠隔手話サービスについては、来庁者受付、行政相談室、障害保健福祉部に設置された二次元バーコードを読み取る必要があります。

**【照会先】**

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部  
企画課 自立支援振興室 情報・意思疎通支援係  
電話：03(5253)1111（内線 3079）